

相談時間 9:00～12:00・13:00～16:00

●は、市役所申告相談日

税務署の記載がある相談日は税理士等による「地区相談」日です

2月	三原会場 三原市民センター	緑会場 緑公民館2階	西淡会場 西淡庁舎集会室	南淡会場 南淡庁舎3階
16日(木)	●			●
17日(金)	●		●	
18日(土)				
19日(日)				
20日(月)	● 税務署	●		
21日(火)	●			●
22日(水)	●		●	
23日(木)	●	● 税務署		沼島出張所
24日(金)	●			● 灘連絡所
25日(土)				
26日(日)				
27日(月)	●			● 税務署
28日(火)	●			
29日(水)	●		● 税務署	

3月	三原会場 三原市民センター	緑会場 緑公民館2階	西淡会場 西淡庁舎集会室	南淡会場 南淡庁舎3階
1日(木)	●	●		
2日(金)	●			
3日(土)				
4日(日)				●
5日(月)	●		●	
6日(火)	●			
7日(水)	●		●	
8日(木)	●	●		
9日(金)	●			●
10日(土)				
11日(日)	●			
12日(月)	●		●	
13日(火)	●			●
14日(水)	●		●	
15日(木)	●	●		

「地区相談」の相談時間は9:30～12:00、13:00～16:00です。会場は西淡が西淡第2庁舎2階、南淡が南淡公民館2階で行います。上表の3月4日(日)・11日(日)の申告相談は、洲本税務署が閉庁のため、質問にお答えできないことがあります。また、市役所での毎週木曜日の窓口時間延長での相談受付はしていませんのでご了承ください。
※灘連絡所と沼島出張所の相談時間は10:00～12:00、13:00～15:00です

国税庁ホームページ
確定申告書等作成コーナーで簡単に申告書が作成できます

国税庁 検索 <http://www.nta.go.jp/>

でき上がった申告書を印刷して郵送などで提出するか、インターネットで送信(e-Tax)することができます。e-Taxでは直接税務署へ行かなくても自宅のパソコンから各種申請や届出、確定申告や納税が可能です。e-Taxで期限内に申告をすると、所得税額から最高4,000円が控除されます。ただし、平成19年～24年分(24年分は3,000円)の間でいずれか1回に限りです。

申告書が完成した人
申告書が完成して提出のみの人は、受付をせず直接申告相談会場で職員に手渡ししてください。また郵送でも受付します。送付先は、洲本税務署(洲本市山手1-1-15)までお願いします。

市役所で確定申告相談ができないもの
①土地建物などの売却に係る譲渡所得②消費税③贈与税④株式等に係る譲渡所得⑤先物取引⑥配当所得⑦青色申告は市役所の相談会場で受付できません。税務署の申告会場(6頁参照)、あるいは上記日程表の税務署の地区相談会場をお願いします。

税の申告準備進んでいますか？

確定申告

2月16日(木)～3月15日(木)

申告が必要な人は必ず申告をしてください。毎年、申告受付会場は大変混雑しています。営業・農業等の収支内訳書や医療費控除の領収書等はあらかじめ分類し集計してからお越しください。**営業・農業等の収支内訳書等必要書類を作成していない場合、申告の受付はできません**のでご注意ください。みなさんのご協力をよろしくお願いします。



所得税の確定申告
サラリーマンの所得税は、年末調整で精算されていますが、次のような人は申告が必要です

- ①事業・農業・不動産所得がある
※売上げ等の収入と必要経費をまとめた収支内訳書の添付が必要です。必ず事前に作成してから申告会場にお越しください
- ②保険の満期や不動産等の売却収入等がある
- ③給与の年取が2,000万円を超える
- ④給与と所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える
- ⑤2か所以上から給与を受けている

市・県民税の申告
1月1日現在、市内に住所のある人が対象で、所得がない人でも申告が必要です。ただし、次の条件に当てはまる人は申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告を済ませている
- ②23年中の所得が1か所からの給与または公的年金のみ(遺族年金・障害者年金以外)
※障害者控除、寡婦・寡夫控除、雑損控除等を受けようとする人は申告が必要です
- ③市内在住である親族の税法上の扶養になっている

☎税務課 43-5022

申告で所得税が還付される人

- ①災害や盗難にあった
- ②多額の医療費を支払った
- ③国や地方公共団体等に寄附をした
- ④住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得、または増改築した
- ⑤年末調整し忘れた控除額がある、または年の途中に退職して年末調整していない控除額があるなど

※あらかじめ給与や公的年金等から所得税が源泉徴収されていない人には、還付金はありません
☎洲本税務署 24-1212

確定申告に必要なもの

- 申告書、印鑑(認印)、源泉徴収票(給与・年金をもらっている人)
- 社会保険料控除=国民年金保険料の支払証明書(領収書不可)
※紛失した人や届いていない人は再発行が可能です
- ☎控除証明書専用ダイヤル 0570-070-117
- ☎明石年金事務所 078-912-4983
- 生命保険・地震保険料控除=支払保険料の証明書
- 医療費控除=集計した明細書、領収書原本
- 住宅借入金等特別控除=登記事項証明書、住民票の写し、売買・請負契約書の写し、住宅ローンの年末残高等証明書
- 還付される人=申告名義人の口座番号がわかるもの

申告書が必要な人
昨年、確定申告書を用紙で提出した人には、今年も申告書が洲本税務署から送付されます。ただし、e-Taxで申告された人または、一部申告の内容により税務署から案内はがきや通知のみが送付されることがあります。申告書を用紙が必要な人は国税庁ホームページからダウンロードして、ご自宅のプリンタから印刷できます。また、各申告会場、総合窓口センターでもお渡しできます。なお、市役所から郵送は行いません。平成23年分確定申告書の様式が変更されていますので、新様式で申告書の作成をお願いします。